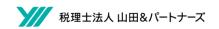


平成26年度 税制改正解説 消費税~簡易課税制度のみなし仕入率の見直し



1. 改正の概要

簡易課税制度におけるみなし仕入率が以下のとおり見直されます。

該当する事業		卸売業	小売業	製造業等	その他の 事業	金融業 及び 保険業	サービス 業等	不動産業
改正前	事業 区分	第1種	第2種	第3種	第4種 60%		第5種	
饮证的	みなし 仕入率	90%	80%	70%			50%	
小工 後	みなし 仕入率	90%	80%	70%	60%	50)%	40%
改正後	事業 区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第	5 種	第6種 (※1)

- (※1) 平成26年度税制改正大綱により新設
- (※2) 簡易課税制度による納付税額 : 売上高 × 消費税率 売上高 × みなし仕入率 × 消費税率
- (※3) 簡易課税制度の適用要件 : 前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、 「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- ○平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用される。

2. 実務上の留意点

• 実際の課税仕入額が多い場合には、今まで以上に慎重に原則課税と簡易課税の有利判定を行う必要がある。 (例:外注先が多い不動産管理業者等)

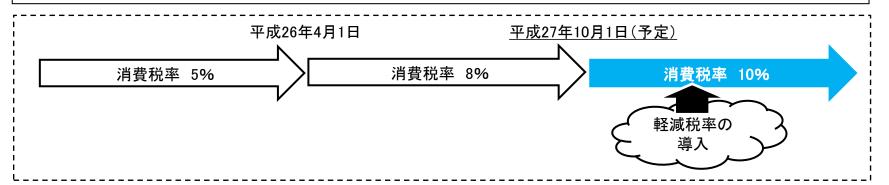


平成26年度 税制改正解説 消費税~軽減税率



1. 改正の概要

• 消費税の軽減税率制度が、消費税率10%時に導入することとされています。



- 平成26年12月までに、結論を出す予定となっている。
- 与党税制協議会において、下記の項目を協議することとなっている。
 - ① 対象品目の選定
 - ② 区分経理等のための制度整備
 - ③ 安定財源の手当
 - ④ 国民の理解を得るためのプロセス等

(参考) 海外の軽減税率の実状

(平成25年1月現在)

	(平成23年1月現任)
国名	標準税率	軽減税率 (例:食料品)
イギリス	20%	0% (ゼロ税率)
ドイツ	19%	7%
フランス	19.6%	5.5%

2. 今後の注目点

• 導入の時点が「消費税率10%時」という表現であるため、10%への引き上げ時であるのか、10%に引き上げ後のいずれの時であるのか、注目される。



平成26年度 税制改正解説 車体課税改正の概要



1. 改正の概要

消費税率引き上げの前後における需要の急激な変動を緩和しつつも地方の安定的な財源を確保し、環境性能の優れた自動車等の普及を図るため、車体課税について全般的な見直しが行われました。

【車体課税の改正の概要】

	11-pr/20-5							
Z	分	税目	課税時期	税額	平成26年度改正の概要			
[国锐	自動車重量税	車検時等	車種・車検期間・ 重量に応じ決定	〇エコカー減税制度の拡充 〇経年車に対する増税	減税増税		
	都道府県税	自動車取得税	取得時	取得価額×税率	〇平成22年度燃費基準を満たす場合の税率を 引き下げ 〇エコカー減税の軽減割合の引き上げ	減税		
地方税	地方税	自動車税	毎年4月1日	車種等に応じ決定	○環境負荷の小さい自動車に対する軽課の見直し○環境負荷の大きい自動車に対する重課の見直し	減税増税		
	市町村税	軽自動車税	毎年4月1日	車種および用途等 に応じ決定	〇税率を約1.25~2倍引き上げ 〇新たに経年車に対する重課制度の導入	増税		



平成26年度 税制改正解説 自動車重量税のエコカー減税拡充と経年車増税



1. 改正の概要

- (1)平成26年4月1日以後の新車に係る新規検査の際に自動車重量税が免除された自動車(自動車重量税のエコカー減税の適用を受けた自動車)は、その後最初に受ける継続検査等に係る自動車重量税も免除されます。
- (2)新車新規登録から13年を経過した自家用自動車(登録から18年を経過したものを除く)の平成26年4月1日以後に受ける継続検査等に係る自動車重量税が増税となります。
- (1)エコカー減税の拡充
- 〈対象〉新車に係る新規検査の際に自動車重量税が免除されるもの

	改正前	の税額	改正後の税額		
対象車の例	新規検査	最初の 継続検査			
H27基準 +20%超の 自動車	免除	50%軽減	免除	<u>免除</u>	

- ・H27基準+20%超自動車とは、エネルギー消費効率が平成27年度燃費基準より20%超燃費性能が良い自動車をいう。
- ・燃費基準とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、それぞれの年度までに達成すべき目標値として定められた基準をいう。
- ○平成26年4月1日以後に新規検査を受ける場合に適用される。

【参考】自動車重量税とは

- ・自動車重量税は、車検などの際に自動 車の所有者に対して課税される国税です。
- ・納税額は、車種や車検期間、重量毎に定 められています。
- (2)経年車に係る増税
- 〈対象〉新車新規登録からの経過年数が13年超18年以下の自家用自動車

		事枠	車両	改正前	改正後の税額(円)		
主な	車種	車検 期間	重量	の税額 (円)	H26.4.1~ H28.3.31	H28.4.1 以後	
垂 田 1		2年	0.5t毎	10,000	10,800	<u>11,400</u>	
乗用!	自動車	1年	"	5,000	<u>5,400</u>	<u>5,700</u>	
L = A	2.5t超	1年	1t毎	5,000	<u>5,400</u>	<u>5,700</u>	
トラック	2.5t以下	1年	"	3,800	<u>3,900</u>	<u>4,100</u>	

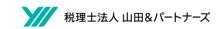
- ・上記の他、バス、特種車、小型二輪、検査対象軽自動車についても増税の改正がされる。
- ○平成26年4月1日以後に継続検査等を受ける場合に適用される。

2. 今後の注目点

・平成27年度税制改正において、エコカー減税の期限到来にあわせ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造が恒久化される。



平成26年度 税制改正解説 自動車取得税の税率引き下げ、エコカー減税拡充



1. 改正の概要

- ・消費税率引き上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、 自動車取得税について次の措置が講じられます。
 - (1) 平成22年度燃費基準を満たす自動車等に対する税率が引き下げられます。
 - (2) 自動車取得税のエコカー減税の軽減割合が拡充されます。

【参考】自動車取得税とは

- ・自動車取得税は、一定の自動車を取得した者が、その自動車の新規登録・移転登録等をした時に課税される地方税(道府県税)です。
- ・納税額は、「取得価額×税率」により計算され ます。

(1) 税率の引き下げ

白動市の種類	税率		
自動車の種類	改正前	改正案	
自家用自動車 (軽自動車を除く)	5%	<u>3%</u>	
営業用自動車 軽自動車	3%	<u>2%</u>	

※ 平成22年度燃費基準を満たすものに限る。

(2) エコカー減税の軽減割合の拡充

与	税率の軽減割合		
対象車	改正前	改正後	
改正前の制度において、税率を75%軽減する自動車 例:平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能が良い等の要 件を満たす乗用車	75%軽減	80%軽減	
改正前の制度において、税率を50%軽減する自動車 例:平成27年度燃費基準等の要件を満たす乗用車	50%軽減	60%軽減	

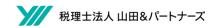
- ※1 対象車は新車に限る。
- ※2 軽減割合は、自動車の種類、重量等に応じて要件が定められている。
- (注) 燃費基準とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、それぞれの年度までに達成すべき目標値として定められた基準をいう。
- ○平成26年4月1日以後に取得する自動車等について適用される。

2. 今後の注目点

- 消費税率10%引き上げ時 (平成27年10月予定) に自動車取得税は廃止される予定である。
- ・エコカー減税は、平成27年度税制改正において基準の切り替えと重点化が図られる予定である。



平成26年度 税制改正解説 「自動車税のグリーン化」の見直し・延長について



1. 改正の概要

環境負荷の小さい自動車は税額を軽減し(軽課)、環境負荷の大きい自動車は税額を重くする(重課)という特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)が、見直しの上2年延長されます。

【参考】自動車税とは

毎年4月1日を賦課期日とし、普通自動車等を所有する者に課される地方税(道府県税)で、納税額は車種等に応じて定められています。

(1) 環境負荷の小さい自動車に対する軽課の見直し <u>〇平成26年度及び平成27年度の間に新車新規登録された自動車に適用される。</u>

対象車	改正前の税額軽減	改正後の税額軽減
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 等(※1)	概ね 50%減	概ね 75%減
H27年度燃費基準より20%燃費性能が良い自動車 等(※2)	概ね 50%減	概ね 75%減
H27年度燃費基準より10%燃費性能が良い自動車 等	概ね 50%減	概ね 50%減

(※1)【改正後】 H21年度排出ガス規制に適合したディーゼル車を<u>追加</u> (※2)【改正後】 H32年度燃費基準を満たす ものに限定

- ・燃費基準とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、それぞれの年度までに達成すべき目標値として定められた基準をいう。
- ・税額の軽減は、新車新規登録した年度の翌年度分の自動車税について行われる(登録年度は月割計算による課税が行われ、軽減の適用はない)。
- (2) 環境負荷の大きい自動車に対する重課の見直し

○平成26年度及び平成27年度において、新車新規登録からの経過年数が次の年数を超える自動車に適用される。

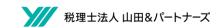
対象車	新車新規登録からの 経過年数	改正前の重課割合	改正後の重課割合	
ニンギョ声	11年	振わ 100/ #	バス・トラック	概ね 10%増
ディーゼル車 	11年	概ね 10%増	上記以外	概ね <u>15%増</u>
ガソリン車	10年	畑 4 100/ #	バス・トラック	概ね 10%増
LPG車	13年	概ね 10%増	上記以外	概ね <u>15%増</u>

2. 今後の注目点

• 消費税率10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。



平成26年度 税制改正解説 軽自動車税~税率引き上げ・経年車重課の導入



1. 改正の概要

- ・軽自動車税と自動車税の負担の不均衡を是正するため、軽自動車税の税率が約1.25~2倍引き上げられます。
- ・さらに、環境負荷の小さい軽自動車等の普及を促進するため、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車等を対象とした重課(約20%の重課)制度が導入されます。

【参考】軽自動車税とは

- ・毎年4月1日を賦課期日とし、軽自動車等を 所有する者に課される地方税(市町村税)です。
- ・車種および用途等に応じ税額が決められてい ます。

(単位:円)

		改正前	改正後					
			平成26年度税率	平成27年度税率		平成28年度以後税率		
	車種区分			1107 0 04 121 24	1107 4 4 15166	最初の新規検査	をから13年以内	
		取得時期および 経過年数不問	・H27.3.31以前 取得の新車 ・中古車(取得 時期問わない)	・H27.4.1以後 取得の新車 <u>税率引き上げ</u>	・H27.3.31以前 取得の新車 ・中古車(取得 時期問わない)	・H27.4.1以後 取得の新車 税率引き上げ	最初の新規検査 から13年を経過 経年車重課制度	
		自家用	7,200	7,200	10,800	7,200	10,800	12,900
四輪以上	乗用	営業用	5,500	5,500	6,900	5,500	6,900	8,200
	4-11	自家用	4,000	4,000	5,000	4,000	5,000	6,000
	貨物用	営業用	3,000	3,000	3,800	3,000	3,800	4,500
三輪		3,100	3,100	3,900	3,100	3,900	4,600	

※原動機付自転車及び二輪車については、平成27年度分以後から税率が約1.5~2倍に引き上げられる(取得時期は問わない)。

〇税率引き上げは平成27年4月1日以後に新規取得される新車について、経年車重課制度は平成28年度以後の対象車について適用される。

2. 今後の注目点

今後、軽課制度の導入について検討が行われる予定である。